

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）４条２項２号及び７２条の２第３項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成２８年１１月１日付けで行った平成２８年度分の個人事業税賦課処分（別紙１処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 請求人の職業である保険外交員は、法７２条の２に限定列挙されている事業に含まれておらず、請求人は、本件処分の対象となる「事業」を行っていない。処分庁は、請求人の報酬が多額であったことから、無理やり事業税を賦課するために代理業に当てはめようとしつづけており、法を拡大解釈している。
- 2 これまでの取扱いにおいても、「個人事業税（生命保険外交員

に対する課税)の疑義について」(昭和29年8月14日付自丁府発第62号。以下「本件行政実例」という。)において、保険外交員の個人事業税は非課税であるとされている。

- 3 請求人が本件会社の従業員であることは、本件雇用契約書により明らかであり、本件会社は雇用保険に加入し、請求人は報酬に応じた雇用保険料を毎月の報酬から天引きされている。同じ勤務先に同条件で勤務する同僚は、誰も個人事業税を賦課されておらず、平等原則違反である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月 4日	諮問
平成29年 5月 22日	審議(第9回第1部会)
平成29年 6月 19日	審議(第10回第1部会)
平成29年 7月 10日	審議(第11回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条2項2号によれば、道府県(法1条2項により「都」と読み替える。以下同じ。)は、普通税として、事業税を課するものとされ、法72条の2第3項によれば、個人事業税は、

個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するものとされている。

- (2) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（昭和45年1月27日付45主課個第21号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。）を策定しており、「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」としている（事務提要第3章・第1節・第1・1・(1)）。

事務提要における上記の「事業」の定義は、法の趣旨に合致したものであるとして、合理性を認めることができるものである。

また、事業を行う個人に当たるか否かの判断基準について、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）によれば、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであり、他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえず、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の

実態に即して判断すること」とされている（取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2)）。

- (3) 上記(1)の第一種事業に該当するものとして、法72条の2第8項には、商工業に属する業種が列挙されており、同項23号により、代理業もこれに含まれることとされている。

事務提要では、代理業は、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要であるとした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」としている（事務提要第3章・第2節・第23・1、同2・(1)）。

事務提要における上記の「代理業」の定義は、法の趣旨に合致したものとして、合理性を認めることができるものである。

- (4) 法72条の50第1項によれば、個人事業税を課する場合には、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として行うものとされている。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、平成27年1月1日から同年12月31日までにおいて本件会社に勤務し、平常の業務

として保険募集業務及びそれらに関連する一切の業務（以下「本件会社業務」という。）を行っていたものである（別紙２・１並びに平成２６年１１月２６日付け及び平成２７年８月１日付けの各雇用契約書による。）から、以下、本件会社業務が法７２条の２第８項２３号に規定する「代理業」に該当するか否かについて検討する。

(1) 請求人は、本件会社業務により、事業所得を得る一方で、事務所又は店舗を設けること及び事業用の設備、什器等を設けることについて費用の全部又は一部を負担しており（別紙２・３・(1)及び(2)）、本件確定申告書等によれば、経費として、地代家賃及び事務所諸費を負担していることが認められる。

また、請求人は、外注工賃を計上しており、自らの収入から多額の経費を支出し、外部の者に業務の一部を請け負わせることにより本件会社業務を行っていることが認められる。

そして、上記を含む各経費支出の合計額が営業等に係る事業収入の額の約９１．２％に相当することからすれば、請求人と本件会社との間に雇用契約が締結されているとしても、請求人が単に一従業員として本件会社に労務の提供を行っているものとは認め難く、本件会社業務について収支の結果は請求人の負担に帰属するとみるべきであり、請求人は、自己の危険と計算において本件会社業務を行っていることを認めるのが相当である。

そうすると、本件会社業務は、営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為（１・(2)）である「事業」に該当し、請求人は、事業を行う個人であると認められる。

(2) 請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「保険外交員」として申告しており、本件会社業務の対価として歩合制による外交員報酬を得ている（別紙２・２・(1)及び５）ことが

認められるが、一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている（平成11年3月11日国税不服審判所裁決（WEBサイト公表裁決事例。裁決事例集No. 57206頁））。

また、本件会社業務において行われる「保険募集」とは、保険業法2条26項によれば、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうものとされているが、具体的には、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解される（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（平成28年9月）」Ⅱ-4-2-1・(1)）。

(3) 以上のことから、請求人が保険外交員として行う本件会社業務は、「①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業」（1・(3)）である「代理業」に該当すると判断するのが相当であり、したがって、法72条の2第3項の第一種事業に当たるものと認められる。

3 そして、本件処分における税額については、本件確定申告書等により申告された請求人の事業所得の額から事業主控除の額（法72条の49の14第1項の規定により、2,900,000円）を除いて得た課税標準額に、第一種事業における税率（法72条の49の17第1項1号及び東京都都税条例39条の3第1号の規定により、5/100）を乗じた額となっており、違算等の事実も認められない。

以上のとおり、本件処分は、請求人が行う第一種事業に対して、

法令等の定めに基づき適正に個人事業税を課したものであり、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

- 4 請求人は、上記（第3・1から3まで）のとおり主張するほか、反論書において、事務所諸費及び地代家賃は本件会社が請求人への報酬から天引きしているものであり、請求人が個別に事務所を構えている事実はなく、また、外注工賃については、保険契約の紹介者への紹介手数料に充てることを目的として、請求人が代表取締役を務める別会社に支払ったものであると主張しており、要するに、請求人は保険代理店である本件会社に雇用された立場の保険外交員であって、独立して事業を行っている事実はないから、個人事業税の賦課対象とはならない旨を主張している。

しかし、保険外交員との事業名が具体的に法72条の2第8項に規定されていないことをもって、保険外交員を職名とする者に個人事業税が賦課されないということにはならないのであって、業務の内容から判断して同項23号に規定する代理業に該当するのであれば、個人事業税の賦課対象となるものである。

そして、代理業に当たるか否かの判断に当たっては、「身分的従属関係のみを重視し、実質的には自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなる」とされている（1・(3)）ところ、請求人と本件会社との間で雇用契約が締結され、仮に、事務所諸費及び地代家賃が報酬から天引きされ、また、外注工賃について、保険契約の紹介者への紹介手数料に充てることを目的として、別会社に支払われていても、請求人は、「事業」を行う個人であると認められ（2・(1)）、本件会社業務は、上記（1）の法令等の定めにより、法72条の2第8項23号に規定する代理業に該当し、したがって、同条3項の第一種事業に当たるものと認められるのは、上記（2）のとおりである。

なお、請求人は、本件行政実例において、保険外交員の個人事業税は非課税とされている旨を主張している（第3・2）が、本件行政実例は「代理業（例えば代理店等）でない限り、法定事業に該当しないものと思料されるから課税は不可である。」としているところ、請求人が行う業務は代理業に該当すると認められるのであるから、本件行政実例を根拠とする請求人の主張は、失当である。

以上のとおり、請求人の上記主張は、理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2（略）